

令和 7 年度

東栄町予算書

目 次

一 般 会 計	1
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計	17
東 栄 診 療 所 特 別 会 計	21
御 殿 財 産 区 特 別 会 計	25
本 郷 財 産 区 特 別 会 計	29
下 川 財 産 区 特 別 会 計	33
園 財 産 区 特 別 会 計	37
三 輪 財 産 区 特 別 会 計	41
振 草 財 産 区 特 別 会 計	45

令和7年度

東 栄 町 一 般 会 計
予 算 書

議案第30号

令和7年度東栄町一般会計予算について

令和7年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和7年3月5日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町一般会計予算

令和7年度東栄町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,014,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 町税		308,284
	1 市町村民税	117,957
	2 固定資産税	160,578
	3 軽自動車税	13,328
	4 町たばこ税	16,421
2 地方譲与税		94,130
	1 地方揮発油譲与税	7,000
	2 自動車重量譲与税	20,000
	3 森林環境譲与税	67,130
3 利子割交付金		100
	1 利子割交付金	100
4 配当割交付金		2,000
	1 配当割交付金	2,000
5 株式等譲渡所得割交付金		1,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,000
6 法人事業税交付金		8,000
	1 法人事業税交付金	8,000
7 地方消費税交付金		69,000
	1 地方消費税交付金	69,000
8 環境性能割交付金		7,500
	1 環境性能割交付金	7,500
9 地方特例交付金		1
	1 地方特例交付金	1
10 地方交付税		1,851,001
	1 地方交付税	1,851,001
11 交通安全対策特別交付金		1

款	項	金 額
	1 交通安全対策特別交付金	千円 1
12	分担金及び負担金	26,100
	1 負担金	26,100
13	使用料及び手数料	62,255
	1 使用料	59,595
	2 手数料	2,660
14	国庫支出金	367,340
	1 国庫負担金	227,528
	2 国庫補助金	138,608
	3 国庫委託金	1,204
15	県支出金	319,396
	1 県負担金	54,965
	2 県補助金	192,151
	3 県委託金	72,280
16	財産収入	14,735
	1 財産運用収入	14,700
	2 財産売却収入	35
17	寄付金	8,279
	1 寄付金	8,279
18	繰入金	373,441
	1 基金繰入金	373,441
19	繰越金	100,000
	1 繰越金	100,000
20	諸収入	87,937
	1 延滞金	20
	2 町預金利子	30

款	項	金 額
		千円
	3 貸付金元利収入	10,400
	4 雑入	77,487
21 町債		313,500
	1 町債	313,500
	歳 入 合 計	4,014,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		44,213
	1 議会費	44,213
2 総務費		806,837
	1 総務管理費	662,534
	2 徴税費	82,965
	3 戸籍住民基本台帳費	42,373
	4 選挙費	15,460
	5 統計調査費	3,037
	6 監査費	468
3 民生費		666,205
	1 社会福祉費	405,756
	2 児童福祉費	151,586
	3 介護保険事業費	108,863
4 衛生費		502,932
	1 保健衛生費	381,893
	2 環境衛生費	121,039
5 農林水産業費		479,266
	1 農業費	114,867
	2 林業費	362,014
	3 水産費	2,385
6 商工費		81,620
	1 商工費	81,620
7 土木費		257,187
	1 土木管理費	19,612
	2 道路橋梁費	83,913
	3 住宅費	17,978

款	項	金 額
		千円
	4 都市計画費	135,684
8 消防費		258,517
	1 消防費	258,517
9 教育費		248,120
	1 教育総務費	76,754
	2 小学校費	22,513
	3 中学校費	40,665
	4 保健体育費	43,368
	5 社会教育費	5,703
	6 総合社会教育文化施設費	33,829
	7 森林体験交流施設費	25,288
10 災害復旧費		172,376
	1 農地農業用施設災害復旧費	4
	2 林道施設災害復旧費	4
	3 土木災害復旧費	172,368
11 公債費		462,157
	1 公債費	462,157
12 諸支出金		23,785
	1 財政調整基金費	3,412
	2 減債基金費	912
	3 高齢者いきいき健康増進基金	18,000
	4 住宅開発基金費	860
	5 庁舎建設等基金費	601
13 予備費		10,785
	1 予備費	10,785
歳 出 合 計		4,014,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	第2次地域福祉 計画策定業務委託	千円 8,239	令和7年度	千円 3,564
				令和8年度	4,675
7 土木費	4 都市計画費	公共下水道事業 特別会計繰出金	千円 28,500	令和6年度	千円 20,000
				令和7年度	千円 8,500
10 災害復旧費	3 土木災害復 旧費	公共土木施設 災害復旧事業	千円 250,000	令和5年度	千円 21,000
				令和6年度	84,800
				令和7年度	144,200

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム改修業務	令和 8 年度	千円 3,000
公共土木施設災害復旧事業	令和 7 年度	千円 40,000

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
北設情報ネットワーク整備事業	108,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金、 地方公共 団体金融 機構及び 銀行等資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものによ る。ただ し、町財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、又は 繰上償還 もしくは 低利に借 換えする ことがで きる。
町営バス運行事業	3,500 千円			
総合計画策定事業	3,000 千円			
和太鼓絆プロジェクト事業	3,000 千円			
星空おんがく祭実行委員会助成事業	1,000 千円			
財務会計システムe L - Q R 対応事業	1,700 千円			
おいでん家事業	9,000 千円			
タクシー券給付補助事業	2,000 千円			
医療機器整備事業	8,500 千円			
御園浄水場導水管更新工事	800 千円			
県道八橋中設案線改良工事に伴う配水管移設工事	9,500 千円			
火葬場修繕工事	4,000 千円			
林道反沢線改良工事	1,000 千円			
林道小田沢登線改良工事	2,500 千円			
林道稲目平釜沢線改良工事	1,000 千円			
林道峯地線改良工事	4,000 千円			
林道小田沢登線舗装工事	7,500 千円			
林道下モ山線改良工事	13,000 千円			
林道峯山線開設工事	7,000 千円			
林道下ッ沢線舗装工事	1,500 千円			
林道布川線改良工事	2,500 千円			
林道滝端線改良工事	1,000 千円			
林道下ッ沢線改良工事	5,000 千円			
林道戸沢線改良工事	2,000 千円			
大稲目無名橋1 橋梁補修工事	1,500 千円			
老栃橋橋梁補修工事	1,500 千円			
柿平橋橋梁補修工事	1,500 千円			
川角地区かんがい排水整備工事	1,000 千円			
下田地区かんがい排水整備工事	500 千円			
農業集落排水設備更新事業	25,000 千円			
ホタルのさんぽ道実行委員会運営補助事業	1,000 千円			
ふるさと文化交流館改修工事	3,500 千円			
町道西菌目坪沢線舗装修繕工事	7,500 千円			
振草橋橋梁補修工事	6,000 千円			
下水道長寿命化対策電気設備更新工事	12,000 千円			
中学生海外派遣事業	14,000 千円			
外国語指導事業	4,500 千円			
高校生通学等支援事業	4,000 千円			
森林体験交流施設改修工事	4,000 千円			
町道下古戸浅井線災害復旧工事	11,000 千円			
全国瞬時警報システム受信機更新事業	4,000 千円			
高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備工事	9,000 千円			
計	313,500 千円			

令和7年度

東栄町国民健康保険
特別会計予算書

議案第 31 号

令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について

令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算

令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ458,149千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		58,750
	1 国民健康保険料	58,750
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 県支出金		308,724
	1 県負担金・補助金	308,724
4 財産収入		855
	1 財産運用収入	855
5 繰入金		61,746
	1 他会計繰入金	50,587
	2 基金繰入金	11,159
6 繰越金		3,235
	1 繰越金	3,235
7 諸収入		4,950
	1 延滞金、加算及び過料	5
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	3,255
	4 雑入	1,689
8 町債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
9 分担金及び負担金		19,878
	1 負担金	19,878
歳 入 合 計		458,149

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		2,167
	1 総務管理費	1,944
	2 徴収費	161
	3 運営協議会費	62
2 保険給付費		294,567
	1 療養諸費	253,033
	2 高額療養費	40,672
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	501
	5 葬祭諸費	350
	6 新型コロナウイルス等対策費	1
3 国民健康保険事業費納付金		90,843
	1 医療給付費分	64,044
	2 後期高齢者支援金分	19,779
	3 介護納付金分	7,020
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		60,268
	1 保健事業費	313
	2 特定健康診査等事業費	1,770
	3 総合保健事業費	58,185
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		2
	1 公債費	2
8 諸支出金		8,300

款	項	金 額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	113
	2 延滞金	1
	3 繰出金	8,186
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	458,149

令和7年度

東栄町後期高齢者医療
特別会計予算書

議案第 3 2 号

令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		58,164
	1 後期高齢者医療保険料	58,164
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		81,149
	1 他会計繰入金	81,149
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		215
	1 延滞金及び過料	4
	2 償還金及び還付加算金	210
	3 雑入	1
歳 入 合 計		139,531

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		5,791
	1 総務管理費	5,670
	2 徴収費	121
2 後期高齢者医療広域連合納付金		79,708
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	79,708
3 後期高齢者医療費		53,320
	1 後期高齢者医療費	53,320
4 諸支出金		212
	1 償還金及び還付加算金	210
	2 繰出金	2
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		139,531

令和7年度

東 栄 診 療 所
特別会計予算書

議案第 33 号

令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について

令和 7 年度東栄診療所特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄診療所特別会計予算

令和7年度東栄診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ366,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 診療収入		188,885
	1 外来収入	155,852
	2 その他収入	33,033
2 使用料及び手数料		2,194
	1 使用料	914
	2 手数料	1,280
3 県支出金		8,250
	1 県補助金	8,250
4 繰入金		160,609
	1 繰入金	160,609
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		6,094
	1 雑入	6,094
歳 入 合 計		366,033

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		280,604
	1 総務管理費	278,637
	2 研究研修費	611
	3 在宅医療介護サポートセンター費	1,356
2 医業費		79,377
	1 医業費	79,377
3 公債費		1,052
	1 公債費	1,052
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		366,033

令和7年度

東栄町御殿財産区
特別会計予算書

議案第 34 号

令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について

令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算

令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		90
	1 財産収入	90
2 分担金		99
	1 分担金	99
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 雑収入		5,401
	1 雑収入	5,401
歳 入 合 計		5,600

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 80
	1 管理会費	80
2 財産管理費		5,500
	1 財産管理費	5,500
3 予備費		20
	1 予備費	20
歳 出 合 計		5,600

令和7年度

東栄町本郷財産区
特別会計予算書

議案第 35 号

令和 7 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について

令和 7 年度東栄町本郷財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町本郷財産区特別会計予算

令和7年度東栄町本郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 5
	1 繰越金	5
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		6

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 4
	1 管理会費	4
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳 出 合 計		6

令和7年度

東栄町下川財産区
特別会計予算書

議案第 36 号

令和 7 年度東栄町下川財産区特別会計予算について

令和 7 年度東栄町下川財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町下川財産区特別会計予算

令和7年度東栄町下川財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 7
	1 繰越金	7
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		8

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 3
	1 管理会費	3
2 予備費		5
	1 予備費	5
歳 出 合 計		8

令和7年度

東 栄 町 園 財 産 区
特別会計予算書

議案第 37 号

令和 7 年度東栄町園財産区特別会計予算について

令和 7 年度東栄町園財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町園財産区特別会計予算

令和7年度東栄町園財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 3
	1 繰越金	3
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		4

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 4
	1 管理会費	4
歳 出 合 計		4

令和7年度

東栄町三輪財産区
特別会計予算書

議案第 38 号

令和 7 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について

令和 7 年度東栄町三輪財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町三輪財産区特別会計予算

令和7年度東栄町三輪財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 2
	1 繰越金	2
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		3

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 3
	1 管理会費	3
歳 出 合 計		3

令和7年度

東栄町振草財産区
特別会計予算書

議案第 39 号

令和 7 年度東栄町振草財産区特別会計予算について

令和 7 年度東栄町振草財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度東栄町振草財産区特別会計予算

令和7年度東栄町振草財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		139
	1 財産収入	139
2 繰越金		20
	1 繰越金	20
3 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		160

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 40
	1 管理会費	40
2 財産管理費		112
	1 財産管理費	112
3 予備費		8
	1 予備費	8
歳 出 合 計		160